

知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大

令和4年10月31日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## 1. 現行制度の概要

### (1) 知的財産侵害物品の認定手続

商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物品（以下「侵害物品」という。）は、関税法上の「輸入してはならない貨物」として、税関での取締対象となっている。

税関長は、輸入貨物のうちに模倣品等の侵害物品に該当すると思料する貨物（以下「疑義貨物」という。）を発見した場合には、認定手続を開始し、商標権等の権利者及び輸入者に対し、疑義貨物が侵害物品に該当するか否かについて証拠・意見を提出できる旨の通知を行う。税関長は、これらの者から提出された証拠等に基づいて、疑義貨物が侵害物品に該当するか否かを認定し、該当すると認定した場合には、その貨物を没収することができる。

### (2) 認定手続における簡素化手続

認定手続においては、従来から、輸入者から証拠・意見の提出がない場合がほとんどであったこと等を踏まえ、平成19年6月に簡素化手続が導入された。簡素化手続においては、輸入差止申立て（注1）に係る疑義貨物について、輸入者が認定手続開始通知書を受領した日から10執務日以内に、侵害の該否を争う旨の申出書の提出を行わない場合には、税関長は、権利者に証拠・意見を提出させることなく侵害の該否を認定する。

（注1）各知的財産権者又は不正競争差止請求権者は、自己の知的財産権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合には、税関長に対し、当該貨物について認定手続を執るべき旨の申立て（輸入差止申立て）を行うことができる。

### (3) 簡素化手続の対象貨物

簡素化手続の対象は、輸入差止申立てが受理された貨物であるが、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密（以下「特許権等」という。）に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物は、対象から除外されている。これは、簡素化手続が導入された当時（平成19年）、特許権、実用新案権及び意匠権が輸入差止申立制度の対象となってから3年あまりしか経過しておらず、輸入差止申立件数及び輸入差止件数はまだ少なく、侵害認定の技術的な部分に関し、税関が侵害の該否を即物的に判断可能かどうかについては必ずしも明らかでなかったこと等（注2）の理由による。

（注2）WTO・TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に基づき、特許権等に係る認定手続においては、認定手続の開始が通知された日から10執務日（税関長が期間の延長が必要と認める場合は20執務日）以内に税関が侵害の該否を認定しない場

合に、輸入者が金銭を供託することを条件に疑義貨物を引き取る制度（通関解放制度）が設けられている。簡素化手続では、輸入者の争う旨の申出書の提出期限が、認定手続開始通知書を受領した日から 10 執務日、証拠・意見の提出期限がさらに 10 執務日とされており、輸入者が通関解放制度を多用することにより税関における認定手続が実質的に機能しなくなることが懸念された。しかし、認定手続が 20 執務日を超える事案はこれまで多くあったものの、輸入者からの求めで通関解放を行った実績は 1 件のみであり、仮に特許権等に係る輸入差止申立てに係る疑義貨物を簡素化手続の対象にしたとしても、現時点において、簡素化手続の導入当時（平成 19 年）に懸念された状況が生じることは想定しがたいと考えられる。

なお、簡素化手続が導入された平成 19 年以後、特許権等に係る輸入差止申立てに基づき認定手続を執る場合には、差止申立て時に権利者から提出された疎明資料（注 3）及び識別ポイント（注 4）を踏まえて、税関が侵害の該否を即物的に判断可能となる実務が定着した結果、侵害の認定の技術的な部分に関し、税関の審査において特段の問題は生じていない。

（注 3）差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当することを疎明する資料。

（注 4）差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、疑義貨物の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の、真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したものの。

## 2. 改正の必要性

### （1）背景

近年の越境電子商取引の進展等に伴い、簡素化手続が導入された当時（平成 19 年）と比較して、特許権及び意匠権に係る輸入差止申立件数及び輸入差止件数は増加している（注 5）。また、本年 10 月 1 日から海外の事業者が郵送等の手段により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害する物品）については、個人使用目的であっても没収の対象となるため、今後、意匠権に係る認定手続に伴う事務負担が増加することが見込まれる。

（注 5）実用新案権及び保護対象営業秘密に係る輸入差止申立て及び輸入差止実績はほとんどない。

特許権及び意匠権に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物の認定手続においては、権利者からはほぼ全ての件で証拠・意見の提出があった一方で、輸入者から証拠・意見の提出があったのはごく一部にとどまっている。具体的には、令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの 1 年間にこれらの知的財産権について執られた認定手続において、輸入者から証拠・意見が提出されたのは、郵便物について

は 277 件中 7 件 (2.5%)、一般商業貨物については 278 件中 5 件 (1.8%) となっており、極めて少ない状況にある。

このような状況を踏まえて、輸入差止申立てを行っている主要な特許権者及び意匠権者からは、輸入者に争う意思がない場合であっても証拠・意見を提出しており、これに伴う業務や弁理士・弁護士への依頼費用等の負担が大きいため、簡素化手続の対象に特許権及び意匠権に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物を加えてほしいとの要望が寄せられている。

## (2) 簡素化手続の対象拡大の必要性

特許権及び意匠権に係る認定手続において簡素化手続を適用することは、権利者の人的・経済的負担の軽減に資するものである。また、これらの負担を考慮して輸入差止申立てを躊躇する権利者もいることから、本件見直しを行うことによって、特許権及び意匠権の輸入差止申立件数の増加が期待でき、よりの確な侵害物品の水際取締りが期待できる。

さらに、税関にとっても、簡素化手続の対象が拡大すれば、事務手続の一部が削減され、水際取締りの一層の強化に必要な税関職員のリソースの確保に資することが期待できる。

また、一つの疑義貨物に、簡素化手続の対象となる知的財産・対象外の知的財産の両方に関する輸入差止申立てがなされている場合には、当該疑義貨物に係る認定手続においては、通常の手続と簡素化手続を別々に行わざるを得ず、手続が煩雑となる。したがって、権利者、輸入者及び税関の事務負担を軽減する観点からは、実用新案権及び保護対象営業秘密を含む全ての輸入差止申立てに係る疑義貨物について、簡素化手続の対象とすることが適当と考えられる(注6)。

(注6) 回路配置利用権に係る侵害物品については、輸入差止申立ての対象ではないため、その疑義貨物は簡素化手続の対象としない。

## 3. 改正の方向性

知的財産侵害物品の認定手続において、簡素化手続の対象から除外されている特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密(不正競争防止法)に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物について、簡素化手続の対象とすることが適当ではないか。